

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><b>感染症発生動向調査事業実施要綱</b></p> <p><b>第1 趣旨及び目的</b> (略)</p> <p><b>第2 対象感染症</b></p> <p>1 全数把握の対象 (略)</p> <p>新型インフルエンザ等感染症 (112)新型インフルエンザ、(113)再興型インフルエンザ、<u>(114)新型コロナウイルス感染症、(115)再興型コロナウイルス感染症</u></p> <p>指定感染症 <u>該当なし</u></p> <p>2 定点把握の対象 (略)</p> <p>法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (116)発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>感染症発生動向調査事業実施要綱</b></p> <p><b>第1 趣旨及び目的</b> (略)</p> <p><b>第2 対象感染症</b></p> <p>1 全数把握の対象 (略)</p> <p>新型インフルエンザ等感染症 (112)新型インフルエンザ、(113)再興型インフルエンザ</p> <p>指定感染症 <u>(114) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）</u></p> <p>2 定点把握の対象 (略)</p> <p>法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (115)発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。</p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p>第3 実施主体 (略)</p>	<p>第3 実施主体 (略)</p>
<p>第4 実施体制の整備 (略)</p>	<p>第4 実施体制の整備 (略)</p>
<p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86)）、<u>新型インフルエンザ等感染症（第2の(114)及び(115)を除く。）</u>及び指定感染症 (略)</p>	<p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86)）、<u>新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症（第2の(114)を除く。）</u> (略)</p>
<p>ケ 情報の報告等</p> <p>① <u>都道府県知事、保健所を設置する市又は特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、その管轄する区域外に居住する者について法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県知事等に通報する。</u></p> <p>② <u>保健所を設置する市又は特別区の長（以下「保健所設置市等の長」という。）は、厚生労働大臣に対して、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同条第2項の報告を行う場合</u></li> <li>・ <u>法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合</u></li> </ul> <p><u>は、併せて都道府県知事に報告する。</u></p> <p>③ <u>都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報する。</u></p> <p>④ <u>②の法第12条の規定による報告について、感染症発生動向調査システムにより相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告をしたものとみなす。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>2 (114) 新型コロナウイルス感染症又は(115)再興型コロナウイルス感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>(114) 新型コロナウイルス感染症又は(115)再興型コロナウイルス感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム(以下「HER-SYS」という。)への入力により行うことを基本とするが、HER-SYSの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。</p> <p>(略)</p> <p>ケ 情報の報告等</p> <p>① 都道府県知事等は、その管轄する区域外に居住する者について法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県知事等に通報する。</p> <p>② 保健所設置市等の長は、厚生労働大臣に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同条第2項の報告を行う場合</li> <li>・ 法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合</li> </ul> <p>は、併せて都道府県知事に報告する。</p> <p>③ 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報する。</p> <p>④ ①から③の報告等について、HER-SYSにより相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告等をしたものとみなす。</p> <p>コ その他</p> <p>病原体検査を行政検査として医療機関に委託している場合には、当該医療機関において、保健所及び都道府県等に必要な情報共有を行うこと。当該情報共有は、HER-SYSへの入力により行うことを基本とすること。</p> <p>(略)</p>	<p>2 (114) 新型コロナウイルス感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>(114) 新型コロナウイルス感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(以下「HER-SYS」という。)への入力により行うことを基本とするが、HER-SYSの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ケ その他</p> <p>病原体検査を行政検査として医療機関に委託している場合には、当該医療機関において、保健所及び都道府県等に必要な情報共有を行うこと。当該情報共有は、HER-SYSへの入力により行うことを基本とすること。</p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p><b>第6 費用</b> (略)</p> <p><b>第7 実施時期</b> この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。 この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。 (中略) この実施要綱の一部改正は、平成30年3月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、令和2年5月29日から施行する。 <u>この実施要綱の一部改正は、令和3年2月13日から施行する。</u></p>	<p><b>第6 費用</b> (略)</p> <p><b>第7 実施時期</b> この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。 この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。 (中略) この実施要綱の一部改正は、平成30年3月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、令和2年5月29日から施行する。</p>